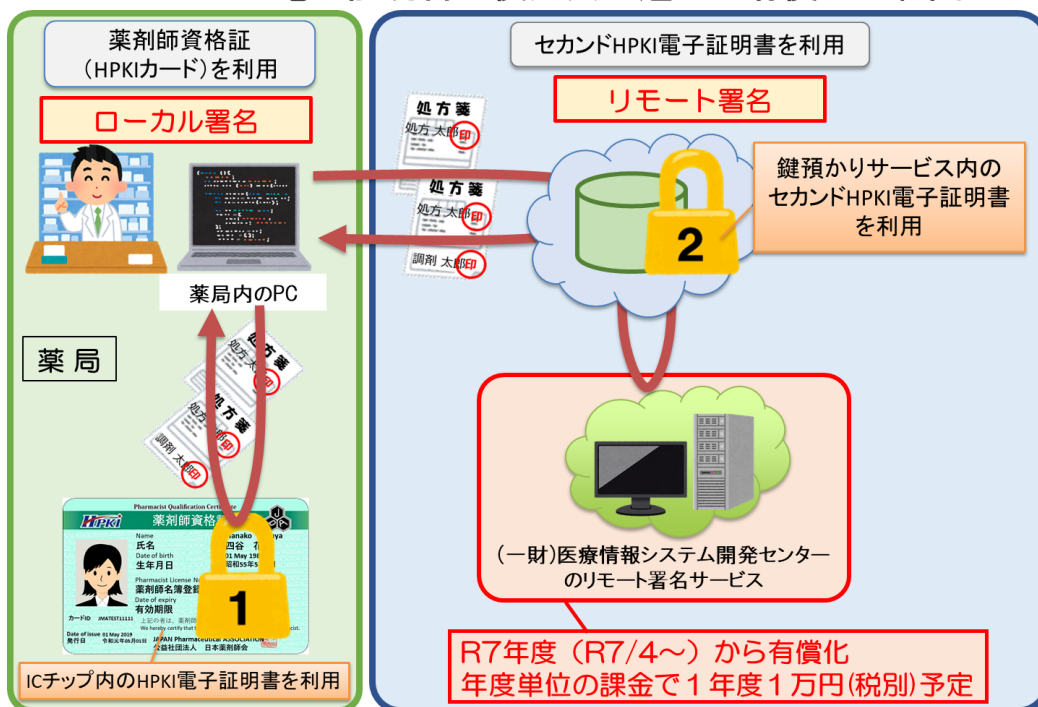


セカンド HPKI 電子証明書を用いるリモート署名を希望する薬局への注意喚起

▼利用検討時の留意点

2つのHPKI電子証明書の使用法の違いと有償化の範囲



- 薬局が、上図の「ローカル署名」と「リモート署名」の両方を利用できる環境にあれば、一方が不調の際にも業務を停止しなくて済むことから、より安心です。また、「リモート署名」は、利用時（電子処方箋への押印）に毎回暗証番号を入力しなくてもよい運用となるため、運用負荷の軽減が見込まれます。
- 一方、「リモート署名」には、(一財)医療情報システム開発センター（以下、メディスという。）が整備・運営している「リモート署名サービス」が必要となるため、薬局とメディスの間で利用契約を結ぶ必要があります。
- その費用は、1薬局当たり1年で1万円（税別）となる見込みで、薬剤師資格証の会員向け発行費用の19,800円/約5年に比べ、かなり高額です。
- 本会としては、不測の事態に備えるためのシステム整備に、薬局が多くの費用を負担するという状況は不本意であると言わざるを得ません。
- このため、セカンド HPKI 電子証明書の利用にあたっては、各薬局で費用対効果に関する十分な検討を実施いただけますよう、お願いいたします。

▼メディスと契約しないとした場合の留意点

- 当該薬局では、「リモート署名」が出来ません。
- マイナポ申請した薬剤師は、セカンド HPKI 電子証明書だけしか保持していませんので、当該薬局で電子処方箋への電子署名が行えません。